

発議第 3 号

女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書

【議案提出担当課：議会事務局】

国連は 1979 年にあらゆる分野で女性が性に基づく差別を受けない権利と平等の権利を保障する女性差別撤廃条約を採択し、日本は 1985 年に同条約を批准しています。

その後、女性差別撤廃条約の実効性を強化し、女性が抱える問題を解決するため、1999 年に国連で採択されたのが「女性差別撤廃条約選択議定書」です。

選択議定書は、国連の女性差別撤廃委員会による個人通報制度と調査制度を設けており、議定書を批准することによって、締結国は被害者救済に向け具体的な措置を取るよう同委員会から要請されるため、国際的な人権基準に基づき女性の人権侵害の救済や性別による不平等をなくするための効力が強まることが期待されます。

しかし、女性差別撤廃条約の締結国 189 か国のうち、116 か国が選択議定書を批准している中で、日本はいまだ批准に至っていません。

各国における男性に対する女性の割合を示す 2025 年のジェンダー・ギャップ指数の日本の総合順位は、148 か国中、118 位であり、国際的には政治・経済分野における女性の参画の遅れが顕著となっています。

選択議定書の批准は、この現状を変え、わが国の女性の権利を国際基準にする重要な第一歩です。

よって、国におかれては、「女性差別撤廃条約選択議定書」を速やかに批准されることを求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 8 年 6 月 18 日

奈良県斑鳩町議会